

「星美ホーム賛助会」会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「星美ホーム賛助会(以下、「本会」と略する。)」と称する。
英文では、「SUPPORTING SOCIETY OF SEIBI HOME」と表示する。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人 扶助者聖母会 星美ホーム（以下「星美ホーム」と略する。）の充実・発展に寄与することを目的とする。

(本会の所在地)

第3条 本会事務局は、東京都北区赤羽台4丁目2番14号に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、この会則に同意する個人及び団体とする。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。
常任理事、常任監事、理事、会計。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とするが、再任を妨げない。

(代表)

第7条 会長は会を代表し運営する。

(会費)

第8条 会費は年会費制とし、1口2,000円以上とする。

(会費の使途)

第9条 原則として、会費は全額を星美ホームに寄付する。但し、会員との通信費、広報費、その他必要であると合理的に判断されるものについては、会費からの支出を許すものとする。

(運営)

第10条 賛助会の運営は、事務局を設け行う。事務局は、会費の徴収、管理、年一回の収支報告、会報の発行を行う。会計の状況については、会報誌に掲載する方法を以って、これを知らせるものとする。

(会則の変更)

第11条 本会会則は、必要がある場合、役員会において、役員の過半数の同意により、変更することができる。

2011年4月1日

常任理事・会長 滝原啓允

常任理事・副会長 矢作保澄

常任監事 柳澤真里

理事・会計 中澤昭子